

## 1 「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会報告書」（平成 26 年 6 月）の概要

- 基本的事項の別表に、新たに「一般環境中の放射性物質」を位置づける。
- 放射性物質による環境の汚染の状況の把握については「放射線の量」（空間線量率等）で行うことを基本とする。
- 調査予測及び評価は、その段階における科学的な知見に基づいて行う。
- 環境保全措置としては、切土・盛土等の工法上の工夫、飛散・抽出防止策等が考えられる。
- 環境影響評価法の対象事業で放射性物質を取り扱う必要がある事業及び留意事項
  - ① 土地の形状の変更等に伴い放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれのある事業（工事段階）
    - ※ 当面の課題は、事故由来放射性物質への対応が求められ避難指示区域等で法対象事業を実施する場合が一つの目安
  - ② 供用中に放射性物質を取扱いうる事業（供用段階）
    - ※ 事故時の環境影響は対象外
    - ※ 原子力発電所については、原子炉等規制法に基づき審査
    - ※ 廃棄物最終処分場については、廃棄物処理法等に基づき管理が考えられる  
(病院や研究施設等の放射性物質を取り扱う施設、中間貯蔵施設指定廃棄物の処分場の設置等は、対象事業ではない。)

## 2 基本的事項の改正（平成 26 年 6 月）

上記報告書をふまえ、以下の点を改正

- 基本的事項の別表に「一般環境中の放射性物質」を追加。
- 放射性物質による環境の汚染の状況は「放射線の量」（空間線量率等）によって把握し、調査、予測及び評価を行う旨を追加。

### 3 主務省令の改正

(1) 基本的事項の改正を踏まえ、各事業種の所管省庁が 21 事業種の主務省令の改正を行った。(平成 27 年 6 月 1 日施行)

【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省所管（4省共管）】  
ダム、堰

【農林水産省、国土交通省所管（2省共管）】  
埋立て・干拓

【農林水産省所管】  
林道

【経済産業省所管】  
発電所、中小企業基盤整備機構が行う宅地造成

【国土交通省所管】  
道路、湖沼開発、放水路、鉄道、軌道、飛行場（国土交通省所管）  
土地区画整理  
新住宅市街地開発、工業団地造成、新都市基盤整備、流通業務団地造成  
都市再生機構が行う団地造成、湾港計画

【防衛省所管】  
飛行場（防衛省所管）

【環境省所管】  
廃棄物の最終処分場（資料 2）

(2) 主務省令の改正概要

- 別表に「一般環境中の放射性物質」の追加。
- 放射性物質による環境の汚染の状況の把握については「放射線の量」（空間線量率等）で行うこととした。
- 放射線の量に係る調査及び評価の手法を選定するにあたって踏まえる事項については、放射線物質の量の変化を把握することとする。
- 別表第一（参考項目）の環境要素の区分に放射線の量を追加し、放射性物質が拡散・流出する可能性がある影響要因に係る項目を参考項目とする。（影響要因：粉じんの飛散、表土の降雨による流出、建設工事に伴う副産物の発生など）
- 別表第二（参考手法）に、放射性の量に係る調査・予測の参考となる手法を追加（粉じん、水の濁り、建設工事に伴う副産物の発生の特性を踏まえた手法）

→ 廃棄物の最終処分場の主務省令を資料 2 で紹介